

京都市告示第148号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年5月20日

京都市長 門川大作

| 整理番号 | 路線名 | 起終 | 点 | 重要な経過地 |
|------|-----------|------------------------------------|---|--------|
| 1 | 吉祥院経68号線 | 南区吉祥院西ノ庄西浦町20番地の1地先 同町24番地の12地先 | | |
| 2 | 桂緯415号線 | 西京区上桂前田町71番地の13地先 同町71番地の16地先 | | |
| 3 | 大枝歩12号線 | 西京区大枝沓掛町10番地の21地先 同町9番地の91地先 | | |
| 4 | 桃山歩2号線 | 伏見区桃山町永井久太郎63番地の1地先 同上 | | |
| 5 | 羽束師経170号線 | 伏見区羽束師古川町140番地の4地先 同町141番地の11地先 | | |
| 6 | 羽束師緯149号線 | 伏見区羽束師古川町140番地の1地先 同町143番地の25地先 | | |

(建設局土木管理部道路明示課)